

# 新型コロナウイルス感染拡大予防チェックシート 小売業用

## 1 店舗における感染拡大予防対策

大項目	チェック項目	チェック・自社における改善点等
① 身体的距離の確保	● 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。	
	● レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。	
② 消毒・清掃	● 従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。	
	● 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。	
	● トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。	
	● ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。	
③ 接触感染・飛沫感染の防止	● 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。(透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。)	
	● レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。	
	● 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進する。	
	● 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。	
	● 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。	
	● 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う。	
④ 換気の徹底	● 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。	
	● 必要に応じ喫煙室の利用を制限する。	
⑤ 商品陳列等	● 惣菜・ベーカリー等、顧客が自ら取り分ける販売方法についてはパック・袋詰め販売へと変更する。	
	● 食料品の試食販売を中止する。	
⑥ 店舗内混雑の緩和	● 混雑につながるような販売促進策を自粛する。	
	● 事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛ける。	
	● 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛ける。	
	● ネットスーパー、移動販売等の利用の促進を図る。	
	● 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討する。	

# 新型コロナウイルス感染拡大予防チェックシート 小売業用

## 1 店舗における感染拡大予防対策

大項目	チェック項目	チェック・自社における改善点等
⑦店舗内施設の利用等	●「三つの密」を避ける。	
	●イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。	
⑧店舗入店時の顧客に対する依頼	●顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。	
	●顧客の入店時のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。また、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする。	

## 2 従業員の健康管理

大項目	チェック項目	チェック・自社における改善点等
①従業員への飛沫感染と接触感染の防止	●従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。	
②対人距離の確保	●従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。	
③バックヤード・事務所等での対策	●従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取組を適切に実施する。	
④その他、感染予防・健康管理に関する指導等	●咳エチケットを徹底する。	
	●出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。	
	●発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、所属長に連絡し自宅待機する。	
	●新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、所属長に連絡する。	
	●出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底する。	
	●通勤時には時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法を選択する。	
	●勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。	
	●従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。	
●従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する。		

本チェックシートは小売業12団体が公表している「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」や東京都が公表している「事業者向け東京都感染防止ガイドライン」を参考にし、チェックシートとして整理したものです。

一部内容を割愛しているため、事業所の皆さまにおかれましては、これら「ガイドライン」もあわせてご確認いただき、個々の業態などを考慮した創意工夫をお願いします。